

# 令和5年度CFプロジェクト奨学生適格認定におけるWeb登録・書類提出について

CFプロジェクト奨学金に採用された者は、支給期間中、毎年、年度末に実施予定の適格認定において、採用時の学業基準及び家計基準に関する判定を行います。提出がなかった場合や基準を満たさない場合は、支援を打ち切ることになります。必ず下記期限内にWeb登録および書類提出を行ってください。

## ★申請期間について

Web登録期間: 2024年2月13日(火)~2月16日(金)

登録方法: 「CFプロジェクト奨学金申請システム」によるWeb申請

※KULASIS(京都大学教務情報システム)のトップ画面-(画面右下)リンク集「CFプロジェクト奨学金申請システム」を選択してください。

書類提出期間: 2024年2月15日(木)~2月19日(月) 各日13時半~16時半まで(時間厳守・郵送必着)

提出先: 学生課奨学掛事務室横の多目的室(吉田キャンパス本部構内 総合研究10号館1階)

提出書類: 提出書類についての表および別紙をご確認ください。

※最終日は必ず混みあいます。なるべく早めの提出を心がけてください。

※書類提出時は学生証を必ずご持参ください。

※登録および書類提出の手続を怠ると、支援の打ち切りなどにもつながります。必ず手続きしてください。

※郵送にて提出する場合は、郵送事故について本人責任になることを了承の上、下記宛先に追跡可能な簡易書留等で郵送してください。

〒606-8501 京都市左京区吉田本町(総合研究10号館1階)京都大学教育推進・学生支援部学生課奨学掛

## ★審査基準について

### ①令和4年度(予約・在学)採用の方は下記のとおり

学業基準: 下記別表をご確認ください。

※成績は奨学掛より学部・研究科に照会しますので、成績証明書の提出は不要

家計基準: 日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。または、日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者に準じると本学が認めた者。

### <別表>

区分	基準
学部	本年度までの修得単位数が所属学部の標準修得単位数以上、かつ次の計算式を満たすこと $\{(優 + 合格) \times 3 + 良 \times 2 + 可 \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{(A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$
大学院生	現課程及び下位課程において、各課程の修得単位数が次の計算式を満たすこと $\{(優 + 合格) \times 3 + 良 \times 2 + 可 \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{(A^+ + A + P) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$

※学力基準の計算式では「単位数」を計算してください。科目数ではありません。

※教職に関する単位及び編入学の場合の「認定」は計算しません。

## ②令和5年度(予約・在学)採用の方は下記のとおり

学業基準:下記別表をご確認ください。

※成績は奨学掛より学部・研究科に照会しますので、成績証明書の提出は不要

家計基準:日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者。または、日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準を満たす者に準じると本学が認めた者。

### 適格認定時の「学業基準」

採用区分	学業基準
学部学生(3・4年次)	所属学部3年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
6年制の学部学生(4・5・6年次)	5年次に進級する時は、所属学部4年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
	6年次に進級する時は、所属学部5年次末において概ね標準修得単位数以上の単位を修得していること。
修士・専門職学位課程学生・一貫制博士課程学生(1・2年次)	所属大学院修士・専門職学位課程の修了に必要な単位数の概ね1/2以上の単位を修得していること。(ただし、本学法科大学院の学生の場合、2年次に進級する時は、修了に必要な単位数の概ね1/3以上の単位を修得していることとし、3年次に進級する時は、修了に必要な単位数の概ね2/3以上の単位を修得していること。)
博士後期課程学生・博士課程学生(4年)・一貫制博士課程学生(3年次以上)	所属大学院において、研究指導計画に基づき、順調に研究が進捗していると認められる者。

## ★提出書類について

必要書類	対象者	注意事項
① 提出書類チェックシート	全員	
② CF プロジェクト奨学金申込書	全員	※ <u>両面(長辺とじ)印刷したもの(必ず署名)</u>
③ 家計支持者(父母)の収入に関する証明書	全員	令和5年分(源泉徴収票、確定申告書等)別紙を必ず読むこと
④ 家計支持者(父母)の市区町村民税課税(所得)証明書または、非課税証明書の写し	全員	令和5年度(令和4年分)所得と課税(非課税)が記載されていること ※ <b>無職でも必要</b> ※『給与所得に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額決定の変更通知書』は不可
⑤ 身体障害者手帳等の写し	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合

### 【問い合わせ先】

教育推進・学生支援部 学生課奨学掛

TEL:075-753-2480、2481

Mail:[840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp](mailto:840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp)

## (別紙) 申込書類における証明書について



書類にマイナンバー（個人番号）の記載がある場合、受け付けられません。  
必ずマイナンバー（個人番号）部分を隠してコピーしたものを提出してください。

### 家計支持者（父母等）の収入に関する証明書

所得の種類表から家計支持者（父母等）の所得の種類を確認し、該当する証明書（写し可）を提出のうえ、証明書の金額を民間奨学金申請システムの「給与」又は「給与以外」に金額を入力してください（一万円未満切り捨て）。

（※令和6年分の収入見込で選考を行うため、令和5年分の収入証明書を提出していただきます。）

### ★特記事項

※2023/01/02以降、転職や収入が大きく変わった場合は、給与支給（予定）証明書（様式2）を提出してください。パート等で賞与がない場合は、直近3ヶ月程度の給与明細の写しでも可。書類提出期限までに上記を提出できない場合は、前年の収入で審査しますので、前年の収入証明書を提出してください。

※収入が少ない又は無収入のため確定申告をする必要がない等の理由から、税の申告を行っていないために「確定申告書」を提出できない場合は、「市民税・県民税申告書」（控）の写しを提出（収入や所得がある場合は、計上のこと）

# 所得の種類表

	所得情報	証明書類
給与	給料・アルバイト収入	給与所得の源泉徴収票（令和5年分）（コピー）
	前年1月2日以降に転職・就職し現在も同じ勤務先の場合	前年1月2日以降に転職・就職した者は原則、「給与支給（予定）証明書」（様式2）を提出。パート等で賞与がない場合は、直近3ヶ月程度の給与明細のコピーでも代用可。
	年金受給者 ※高齢・共済・遺族・障害・企業・個人も含まれます（受給している全ての年金について提出が必要です）	最新の年金受給額が分かるもの（コピー） ※最新の年金額改定通知書、年金証書、年金支払通知書等、いずれも受給者名・金額が記載されていること ※源泉徴収票不可
	高年齢雇用継続給付金受給者	高年齢雇用継続給付金決定通知書（氏名・受給金額が記載/直近4ヶ月分）（コピー）
	雇用保険受給者	雇用保険受給資格者証（第1～4面まで）（コピー）
	傷病手当金受給者	支給決定通知等の支給額が分かるもの（コピー）
	児童扶養手当受給者	最新の児童扶養手当証書等支給額が分かるもの（コピー）
給与以外	個人経営・農林水産業 自由業・営業・不動産・配当・その他等	確定申告書〈第一表・第二表〉（控）（令和5年分）で受付印のあるもの（コピー） （E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウト） ※確定申告書の第2表の「所得の内訳」欄に「別紙のとおり」と記載がある場合は、別紙（「所得の内訳書」）を添付してください。 ※給与収入がある場合は、源泉徴収票も要提出。
	前年1月2日以降に起業・開業等をした場合	収支内訳（見込）申告書（様式3）と帳簿のコピーなど計算の根拠になる書類
	祖父母等からの援助金	援助の年額証明（様式自由、原則援助者作成）
	生活保護受給者	保護決定（変更）通知（1ヶ月の受給金額記載）（コピー）
	養育費受給者	養育費の年額証明（様式自由、原則養育費を受け取っている父又は母が作成。作成日、作成者氏名、押印要。）
	無職・無収入	無職・無収入にかかる申立書（様式1） ※専業主婦なども本様式の提出は必須。

【中途就・退職記載のある源泉徴収票】

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者 住所(居所)又は所在地 氏名又は名称	氏名 京大 父	受給者番号 (フリガナ) 京大 父
種別	支払金額 8,309,654	給与所得控除後の金額 6,278,688
	所得控除の額の合計額 3,072,448	源泉徴収税額 320,600
控除対象配偶者の有無 控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く)	障害者の数 (本人を除く)
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額
住宅借入金等特別控除の額	国民年金保険料等の金額	介護保険料等の金額
配属者の合計所得	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額
中途就・退職 就退職年月日	明大 昭平 年 月 日	

父の「給与」欄に「830」と記入

「中途就・退職欄」に月日が記載されている場合  
→源泉徴収票ではなく、申込日現在の状況の証明書類が必要です。

令和5年分の 所得税及びの 申告書B

本人番号: 京大 母

マイナンバー: 1752280

収入金額等: 1484318

所得: △120000

本人のマイナンバー  
番号を隠してコピーすること!!

確定申告書(第一表・第二表)(控)  
【受付印のあるもの】。  
④受付印のない場合  
・E-TAX利用の場合は、その受信日時等が印字されたものをプリントアウトしてください。

母の「給与」欄に「175」と記入

母の「給与以外」欄に「148」と記入  
※マイナスの場合は「0(ゼロ)」  
(相殺しない)

配偶者のマイナンバー

扶養親族のマイナンバー

事業専従者のマイナンバー

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

個人番号はすべて番号を隠して  
コピーすること!!



家族の中に障がいがある人がいる場合のみ：該当者の身体障がい者手帳等の写し

※手帳等は、氏名、生年月日が分かる部分のコピーを提出してください。

（顔写真・本籍地等の部分は覆ったもので可）

障がいのある人	証明書類（提出は写し）
身体障がいのある人又はこれに準ずる人	身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、身体障がい者手帳交付申請書等のいずれか
常に就床を要し複雑な介護を要する人 （要介護2以上）	介護保険要介護認定等決定通知書、又は介護保険被保険者証（いずれも要介護状態区分が記載されていること。） ※申請中の場合は、診断書（6か月以上継続し、複雑な介護を要することが記載されているもの）
精神上的の障がいのある人 又はこれに準ずる人	診断書、又は各種手帳等の写し※有効期限も確認します
知的障がいのある人と判定される人	児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定書
公害疾病の認定を受け当該疾病による身体上の障がいのある人	法律による該当者の証明、又は診断書
原爆被爆により身体機能に障がいのある人	被爆者手帳、又は診断書（いずれも障がいの程度が記載されていること。）

## 提出書類チェックシート

学生番号	氏名	電話番号		
必要書類	対象者	注意事項	学生 チェック欄	大学 記入欄
①CFプロジェクト奨学金申込書	全員	※ <u>両面（長辺とじ）印刷したもの（必ず署名）</u>		
②家計支持者（父母）の収入に関する証明書（コピー）	全員	令和5年分（源泉徴収票、確定申告書等） 募集要項【別紙】申込書類における証明書についてを必ず読むこと	父 母	父 母
③家計支持者（父母）の課税（所得）証明書または、非課税証明書（コピー）	全員	令和5年度(令和4年分)所得と課税(非課税)が記載されていること ※ <b>無職でも必要</b> ※『給与所得に係る市町村民税・道府県民税 特別徴収税額決定の変更通知書』は不可	父 母	父 母
④身体障害者手帳等（コピー）	該当者	家族の中に障害がある人がいる場合		
〔様式1〕無職・無収入に係る申立書	該当者			
〔様式2〕給与支給（予定）証明書	該当者			
〔様式3〕収支内訳（見込）申込書と帳簿のコピーなど計算の根拠となる書類	該当者			

↓書類に不備があった場合↓ （大学使用欄）

不足・不備の扱類の本人への連絡	対象者	備考	連絡日	備考
①CFプロジェクト奨学金申込書	全員		/	mail・tel 担当
②収入証明書	全員		/	mail・tel 担当
③課税（所得）証明書（コピー）	全員		/	mail・tel 担当
④身体障害者手帳等（コピー）	該当者		/	mail・tel 担当
⑥	該当者		/	mail・tel 担当
⑦	該当者		/	mail・tel 担当
⑧	該当者		/	mail・tel 担当

	1回目	2回目	3回目																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">受領日</td><td style="width: 50%;">受領者</td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td style="height: 20px;"></td></tr> </table>	受領日	受領者			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">/</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">不</td><td style="text-align: center;">C P</td></tr> </table>	/		不	C P	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">/</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">不</td><td style="text-align: center;">C P</td></tr> </table>	/		不	C P	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">/</td><td style="width: 50%;"></td></tr> <tr><td style="text-align: center;">不</td><td style="text-align: center;">C P</td></tr> </table>	/		不	C P	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">P</td><td style="width: 50%; text-align: center;">PW</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td></tr> </table>	P	PW	/	/	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%; text-align: center;">P</td><td style="width: 50%; text-align: center;">PW</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">/</td><td style="text-align: center;">/</td></tr> </table>	P	PW	/	/
受領日	受領者																												
/																													
不	C P																												
/																													
不	C P																												
/																													
不	C P																												
P	PW																												
/	/																												
P	PW																												
/	/																												

備考

学生番号	学生氏名

年 月 日

## 無職・無収入にかかる申立書

1. 私は \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月より無職・無収入であることを申し立てます。

(注意) 家計支持者(原則父母)が無職・無収入である場合の申立書ですので、申請者、両親等の扶養下にある兄弟姉妹等は提出の必要はありません。また、心身障害のため経済力のない方でそのことが手帳等で確認できる方も提出の必要はありません。

申立人氏名 \_\_\_\_\_ 印(申請学生との続柄: \_\_\_\_\_)

(自署・押印。スタンプ印不可)

2. 以下の項目について、全て「無し」にチェックした方のみ、この様式1を提出してください。

収 入	有 無 (2月1日現在)	「有り」にチェックした方
①雇用保険	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	雇用保険(失業給付金)を受給中の場合は、「雇用保険受給資格者証(第1面～第4面まで)(写)」を提出してください。
②親戚・知人等からの援助	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	援助額(年額)についての親戚・知人等の申立書(様式自由)を提出してください。
③年金 (老齢・共済・遺族・障害・企業・個人年金等)	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	最新の年金振込通知書のコピー 又は 年金額改定通知書のコピー(いずれも受給者名・金額が記載されていること)を提出してください。源泉徴収票不可。
④生活保護	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	保護決定(変更)通知書のコピー 又は 生活保護受給証明書のコピー(いずれも扶助料額が記載されていること)を提出してください。
⑤その他収入	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し	募集要項【別紙】で、どの収入に該当するかや提出書類を確認してください。

## 3. 事情

(①無職である事情、②現在の生活状況(現在の生活費の出所)、③前職からの経緯(前職業・退職年月日等)等詳しく書いてください。)

.....

.....

.....

.....

.....



学 生 番 号	学 生 氏 名

## 給与支給（予定）証明書

●給与支給責任者の方へ、記入上のお願い

- 以下①～⑥を記入してください。必ず雇用先の方が記入してください。
- 示している期間を通常に勤務した場合に、支払が見込まれる金額をご記入ください。  
また、期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、備考欄に在職期間も併せてご記入ください。

①就業者氏名														
②就職年月日（再雇用・雇用契約変更等の場合はその年月日を記入してください）														
年 月 日														
③職 種（□にチェック）														
<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他（ ）														
④基準日（2024年2月1日）より一年間の支払額合計（予定）														
※賞与がある場合は、支払額年間合計に賞与を含めてください。〔平均月額×〇ヶ月+賞与=支払額年間合計〕														
※支払額年間合計には、 <u>通勤手当を含めない</u> でください。														
※年度ごとに更新がある場合（講師等）は、その年度での年収を計上し、契約期間を備考欄に記入してください。														
<p>支払額年間合計（予定） _____ 円</p>														
<p>〈参考〉</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">平均月額</td> <td style="font-size: 2em; text-align: center;">×</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">労働月数</td> <td style="font-size: 2em; text-align: center;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">賞与</td> <td style="font-size: 2em; text-align: center;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">支払額年間合計(予定)</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td style="height: 30px;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">一致すること</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">12ヶ月未満の場合は⑤備考に理由を記入してください</p>	平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)							
平均月額	×	労働月数	+	賞与	=	支払額年間合計(予定)								
⑤備考 ※期間の途中で退職することが決まっている場合は、その退職日までの期間において支払が見込まれる金額を記入したうえで、下記に在職期間をご記入ください。														

⑥上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

（給与支給責任者）

所 在 地

事 業 所 名

氏 名

印

問い合わせ先電話番号

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆

# 収支内訳（見込）申告書

[様式3]

(昨年1月2日以降に開業・起業等した場合)

就業者氏名		開業等年月日	
		年 月 日	
開業から現在までの労働期間（実績）			
____年__月__日 ~ 2024年__月__日まで 労働月数（__）ヶ月			
上記期間における収支の内訳			
収入金額	収入（売上）金額	①	千円
	家事消費	②	千円
	その他の収入	③	千円
	計（①+②+③）	④	千円
売上原価		⑤	千円
差し引き金額（④-⑤）		⑥	千円
経費	通信費	ア	千円
	交通費	イ	千円
	水道光熱費	ウ	千円
	減価償却費	エ	千円
	地代家賃	オ	千円
	給料賃金	カ	千円
	その他 ( )	キ	千円
	計（ア～キの合計）	⑦	千円
所得金額（⑥-⑦）			千円

上記のとおり申告します。

年 月 日

(証明者)

所在地

事業所名

氏名

印

◆ ◆ 記入された情報は、奨学金関係業務のために利用され、その他の目的には利用されません ◆ ◆  
----- 以下、奨学金申請者記入欄 -----

上記の証明をもとに以下の計算式から年間所得金額を推算してください。

( 上記で算出した「所得金額」 ÷ 労働月数 ) × 12 = \_\_\_\_\_ 千円

学生番号 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

# 課税（所得）証明書・年金通知書の証明書類（例）

## ★課税（所得）証明書

- ・令和5年度（内容は令和4年分）の証明書を提出してください。
- ・所得の内訳、課税額、控除が掲載されている証明書を提出してください。（省略不可）

### ☆市・府民税課税証明書【全項目証明】(所得金額と課税額と控除の内訳の証明)

市・府民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名	
-------	----------	--

記

年度 令和 年度 (令和 年分所得)	合計所得金額 総所得金額等		税額		
	給与	収入金額 公的年金等	市民税	府民税	年税額
	〇円	〇円	〇円	〇円	〇円

所得の内訳		本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額
総所得 (内給与)	〇円	特別障害者 その他障害者	配偶 同居(老人) 同居老親等 寡婦 ひとり親 勤労学生	雑損 医療費 社会保険料 小企共済掛金 生命保険料 地震保険料 障害ひ学 配偶者特別 配偶者 扶養 基礎	総所得 土地等事業雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株配当等 先物取引所得 山林 退職
控除	〇円			430,000円	税額控除額
調整 配当 寄附金 住宅借特別 外国 配当株譲渡割	〇円				調整 配当 寄附金 住宅借特別 外国 配当株譲渡割

※給与所得は所得金額調整控除後の額です。 本人、扶養該当欄の★印は該当する事を示します。

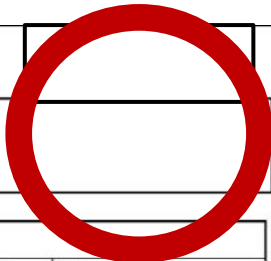
その他の事項

上記のとおり証明します。  
令和 年 月 日

(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額及び市民税税額控除額

所得割額	税額控除額(市民税)
〇円	調整 寄附金 住宅借特別 その他
	〇円 〇円 〇円 〇円

京都市長



## ☆納税証明書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

納税証明書  
(その1：納税額等証明書)

見本

年度及び区分	納付すべき税額	納付済額	未納税額	法定滞納税等
(例)平成14年 4月 1日 (令和4年度) 1月 1日	円	円	円	円
年度	円	円	円	円

(備考) ○ 課税証明日現在の納付すべき税額等は上記のとおりですが、今後、修正申告又は経理変更若しくは脱税等刑罰の適用による変更等により変動を生じる場合があります。



## ☆給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書(提出不可)

これは課税証明書ではありません。

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <th>令和 年度</th> <th>給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)</th> </tr> <tr> <td>給与収入</td> <td>5,436,629</td> </tr> <tr> <td>給与所得</td> <td>390,880</td> </tr> <tr> <td>所得区分</td> <td>所得区分 A</td> </tr> <tr> <td>総所得金額</td> <td>390,880</td> </tr> <tr> <td>社会保険料</td> <td>5,436,63</td> </tr> <tr> <td>小規模企業共済</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>生命保険料</td> <td>70,000</td> </tr> <tr> <td>地震保険料</td> <td>22,000</td> </tr> <tr> <td>障・寡・ひ・勤</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>配偶者</td> <td>330,000</td> </tr> </table>	令和 年度	給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	給与収入	5,436,629	給与所得	390,880	所得区分	所得区分 A	総所得金額	390,880	社会保険料	5,436,63	小規模企業共済	0	生命保険料	70,000	地震保険料	22,000	障・寡・ひ・勤	0	配偶者	330,000	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <th>課税標準</th> <th>課税標準額</th> </tr> <tr> <td>山林所得</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>分離短期譲渡</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>分離長期譲渡</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>株式等の譲渡</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>上場株式等の配当等</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>先物取引</td> <td>0</td> </tr> </table>	課税標準	課税標準額	山林所得	0	分離短期譲渡	0	分離長期譲渡	0	株式等の譲渡	0	上場株式等の配当等	0	先物取引	0	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <th>市</th> <th>税額</th> <th>税額</th> </tr> <tr> <td>税額控除額④</td> <td>173,680</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除額⑤</td> <td>889,79</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額⑥</td> <td>847,00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税均等割額⑦</td> <td>3,50</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除額⑧</td> <td>434,20</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額⑤</td> <td>222,45</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得割額⑥</td> <td>2,110,00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税均等割額⑦</td> <td>18,00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別徴収税額⑧</td> <td>1,111,00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除不足額⑨</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既充当額⑩</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既納付額⑪</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>超過徴収額⑫-⑪, ⑬</td> <td>1,111,00</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更前税額⑭</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>増減額(⑬-⑭)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更月</td> <td>一月</td> <td></td> </tr> </table>	市	税額	税額	税額控除額④	173,680		税額控除額⑤	889,79		所得割額⑥	847,00		税均等割額⑦	3,50		税額控除額⑧	434,20		所得割額⑤	222,45		所得割額⑥	2,110,00		税均等割額⑦	18,00		特別徴収税額⑧	1,111,00		控除不足額⑨	0		既充当額⑩	0		既納付額⑪	0		超過徴収額⑫-⑪, ⑬	1,111,00		変更前税額⑭			増減額(⑬-⑭)			変更月	一月	
令和 年度	給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)																																																																																								
給与収入	5,436,629																																																																																								
給与所得	390,880																																																																																								
所得区分	所得区分 A																																																																																								
総所得金額	390,880																																																																																								
社会保険料	5,436,63																																																																																								
小規模企業共済	0																																																																																								
生命保険料	70,000																																																																																								
地震保険料	22,000																																																																																								
障・寡・ひ・勤	0																																																																																								
配偶者	330,000																																																																																								
課税標準	課税標準額																																																																																								
山林所得	0																																																																																								
分離短期譲渡	0																																																																																								
分離長期譲渡	0																																																																																								
株式等の譲渡	0																																																																																								
上場株式等の配当等	0																																																																																								
先物取引	0																																																																																								
市	税額	税額																																																																																							
税額控除額④	173,680																																																																																								
税額控除額⑤	889,79																																																																																								
所得割額⑥	847,00																																																																																								
税均等割額⑦	3,50																																																																																								
税額控除額⑧	434,20																																																																																								
所得割額⑤	222,45																																																																																								
所得割額⑥	2,110,00																																																																																								
税均等割額⑦	18,00																																																																																								
特別徴収税額⑧	1,111,00																																																																																								
控除不足額⑨	0																																																																																								
既充当額⑩	0																																																																																								
既納付額⑪	0																																																																																								
超過徴収額⑫-⑪, ⑬	1,111,00																																																																																								
変更前税額⑭																																																																																									
増減額(⑬-⑭)																																																																																									
変更月	一月																																																																																								

⑤には寄附金税額控除額11,674円、住宅借入金控除額97,050円が含まれます。

住所が相違する場合、下段に記載の市税事務所へ確認願います



☆市・府民税所得証明書(所得金額の証明) (提出不可)

課税情報の記載がないため不可

**見本**

市・府民税所得証明書

納税義務者	住所 氏名		
記			
年度  令和 年度 (令和 年度)	合計所得金額	0円	所得の金額の内訳 総所得 (内給与所得 土地等の事業・雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 実物取引に係る雑所得等 山林 退職
	総所得金額等	0円	
収入金額			
	給与	0円	
	公的年金等	0円	
その他の事項			

上記のとおり証明します。  
令和 年 月 日  
京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税額証明】(課税額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

**見本**

市・府民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名										
記											
年度  令和 年度	市民税所得割額	0円	市民税均等割額	0円	年税額						
	府民税所得割額	0円	府民税均等割額	0円	0円						
その他の事項		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">市民税</td> </tr> <tr> <td>所得割額</td> <td style="text-align: center;">0円</td> </tr> </table>				(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額			市民税	所得割額	0円
(参考) 指定都市以外の標準税率に基づいた市民税所得割額											
	市民税										
所得割額	0円										

上記のとおり証明します。  
令和 年 月 日  
京都市長

☆市・府民税課税証明書【課税標準証明】(課税額と課税標準額の証明) (提出不可)

収入情報の記載がないため不可

**見本**

市・府民税課税証明書

納税義務者	住所 氏名		
記			
年度  令和 年度	年税額	0円	課税標準額 総所得 土地等の事業・雑 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 実物取引に係る雑所得等 山林 退職
その他の事項			

上記のとおり証明します。  
令和 年 月 日  
京都市長

# ★年金の証明書類について

- ・最新（令和5年6月1日以降発行分）の証明書を提出してください。
- ・個人年金等も書類の提出が必要です。

## ☆年金振込通知書・改定通知書

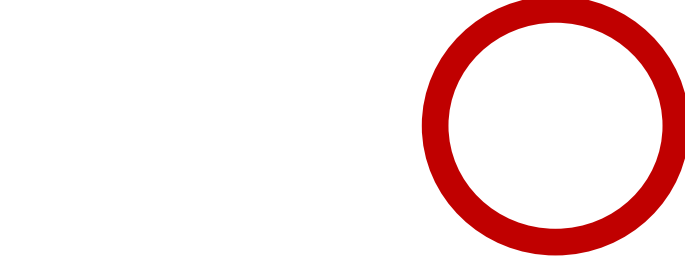
**封筒前（裏面）** 大切なお知らせ  
日本年金機構 Japan Pension Service

**利金後納郵便** 親展

**年金振込通知書** (振込予定日) 年 月 日

**年金改定通知書** (改定予定日) 年 月 日

厚生労働大臣 官署実務官 厚生労働年金局長 兼 年金課長



**年金振込通知書** (振込予定日) 年 月 日

年金振込通知書 (振込予定日)

年金改定通知書 (改定予定日)

厚生労働大臣 官署実務官 厚生労働年金局長 兼 年金課長

**年金振込通知書** (振込予定日) 年 月 日

年金改定通知書 (改定予定日)

厚生労働大臣 官署実務官 厚生労働年金局長 兼 年金課長

## ☆年金支払通知書

**年金支払通知書**

この通知書は、年金の決定額についてお知らせするものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

厚生労働大臣 官署実務官 厚生労働年金局長 兼 年金課長

## ☆年金額改定通知書・年金支払通知書

**年金額改定通知書**

年金額改定通知書

年金支払通知書

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

年金の決定額は、年金の決定額と、年金の決定額との差額を算出したものです。

厚生労働大臣 官署実務官 厚生労働年金局長 兼 年金課長



☆年金証書(令和5年6月以降発行分)

☆年金決定通知書・支給額変更通知書

国民年金・厚生年金保険年金証書

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

支給開始の年月日 年 月 日 支給額を算出した年月 年 月 日

上記のとおり、国民年金法に24年継続付・厚生年金保険法に10年継続付を行うことにより決定したことを証する。

厚生労働省 印

1. 厚生年金保険 年金決定通知書  
2. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 厚生年金 厚生年金保険法  
3. 年金額の内訳

支払開始年月	基本年金額 (円)	加給年金額 (円)	特給年金額 (円)	加給特給年金額 (円)	年金額 (円)
年 月					
支払停止理由	支払停止時期 年 月 ー 年 月 まで				

4. 加入期間の内訳

加入期間	月数	厚生年金保険の加入期間の種類	月数	平均標準報酬額 (円)
①厚生年金保険の加入期間	月	①平成15年4月以降の期間	月	円
②厚生年金保険の賦与加算期間	月	②平成15年3月までの期間	月	円
③船員保険の賦与加算期間	月	③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④洋楽業扶養期間	月	④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤洋楽業免除期間	月	⑤昭和41年4月までの国内異又は船員であった期間	月	円
⑥船令令別表により加入者となされた期間	月	⑥昭和41年4月～平成15年3月の国内異又は船員であった期間	月	円
⑦田舎年金基金加入期間	月	⑦昭和41年3月までの国内異であった厚生年金基金期間	月	円
⑧田舎年金基金加入期間	月	⑧昭和41年4月～平成15年3月の国内異であった厚生年金基金期間	月	円

5. 平均標準報酬額算定の内訳

平均標準報酬額算定の内訳	月数	平均標準報酬額 (円)
①平成15年4月以降の期間	月	円
②平成15年3月までの期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和41年4月～平成15年3月の国内異又は船員であった期間	月	円
⑥昭和41年3月までの国内異であった厚生年金基金期間	月	円
⑦昭和41年4月～平成15年3月の国内異であった厚生年金基金期間	月	円

6. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者 (区分) 年 人
------------------

II 国民年金 年金決定通知書

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の

支払開始年月	基本年金額 (円)	加給額 (円)	特給年金額 (円)	加給特給年金額 (円)	年金額 (円)
年 月					
支払停止理由	支払停止時期 年 月 ー 年 月 まで 加給額対象者 年 人				

3. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

納付済期間	納付月数	納付額 (円)	納付期間	納付月数	納付額 (円)
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円

4. 障害基礎年金の障害状況

障害の種類	級 号
障害基礎年金	級 号
障害基礎年金	級 号

※ 障害者の種類は、実額をご確認ください。

厚生労働省 印

国民年金・厚生年金保険 年金決定通知書・支給額変更通知書

このたびは、年金決定または年金額変更の通知を行います。ご質問等ございましたら、お問い合わせください。

年金の種類 基礎年金番号 年金コード

年金額 (円) 円

(A) 厚生年金

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文

加入期間	月数	平均標準報酬額 (円)
①平成15年4月以降の期間	月	円
②平成15年3月までの期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和41年4月～平成15年3月の国内異又は船員であった期間	月	円
⑥昭和41年3月までの国内異であった厚生年金基金期間	月	円
⑦昭和41年4月～平成15年3月の国内異であった厚生年金基金期間	月	円

2. 平均標準報酬額算定の内訳

平均標準報酬額算定の内訳	月数	平均標準報酬額 (円)
①平成15年4月以降の期間	月	円
②平成15年3月までの期間	月	円
③平成15年3月までの厚生年金基金期間	月	円
④平成15年4月以降の厚生年金基金期間	月	円
⑤昭和41年4月～平成15年3月の国内異又は船員であった期間	月	円
⑥昭和41年3月までの国内異であった厚生年金基金期間	月	円
⑦昭和41年4月～平成15年3月の国内異であった厚生年金基金期間	月	円

3. 加給年金対象者等の内訳

加給年金対象者 (区分) 年 人
------------------

(B) 国民年金 (基礎年金)

1. 年金の種類と年金決定の根拠となった国民年金法の条文 基礎年金 国民年金法 第 条 の

支払開始年月	基本年金額 (円)	加給額 (円)	特給年金額 (円)	加給特給年金額 (円)	年金額 (円)
年 月					
支払停止理由	支払停止時期 年 月 ー 年 月 まで 加給額対象者 年 人				

2. 年金の計算の基礎となった保険料納付済期間等の内訳

納付済期間	納付月数	納付額 (円)	納付期間	納付月数	納付額 (円)
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円
国民年金 (国民年金加入期間)	月	円	国民年金 (国民年金加入期間)	月	円

3. 障害基礎年金の障害状況

障害の種類	級 号
障害基礎年金	級 号
障害基礎年金	級 号

※ 障害者の種類は、実額をご確認ください。

厚生労働省 印

☆公的年金の源泉徴収票(提出不可)

年度途中での支給開始や停止、金額の変更があってもわからないため

令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

支払を受ける者 住所又は居所 (フリガナ) 氏名 生年月日 年金の種類

区分 支払金額 源泉徴収額

所得税法第203条の3第1号・第4号適用分	円	円
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分	円	円
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分	円	円
所得税法第203条の3第7号適用分	円	円

本人 源泉控除対象配偶者の有無等 控除対象扶養親族の数 16歳未満の扶養親族の数 障害者の数 非居住者である親族の数 社会保険料の額

特別障害者	その他の障害者	ひとり親	専業主婦	一般	老人	特定	老人	その他	16歳未満の扶養親族の数	特別	その他	非居住者である親族の数	社会保険料の額
				人	人		人	人	人	人 (人)	人	人	円

源泉控除対象配偶者 (フリガナ) 氏名 区分 (摘要)

控除対象扶養親族 (フリガナ) 氏名 区分

16歳未満の扶養親族 (フリガナ) 氏名 区分

支払者 法人番号 6000012070001 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長 印 10mm



## ☆年金ご送金のお知らせ

年間振込回数わかる書類も添付すること

郵便はがき

料後納郵便

親展

年金ご送金のお知らせ

年金産業株式会社  
退職年金振付 にご送金するよう  
お手続きいたしましたので、お知らせいたします。

ご振込先  
三井住友信託銀行

年金支払額	200,000 円
所得税額	15,000 円
差引支払額	185,000 円

ご送金方法

銀行名	三井住友信託銀行
支店名	本町支店
預金種目	普通
口座番号	1234****
口座名義人	
ご送金額	185,000 円

委託者名 年金産業株式会社  
受取人 三井住友信託銀行

(TEL) 999999999999  
(P69AJ6107) 12N0000004#

000004

この部分からゆくりとはがして申せたくないので、

個人情報保護のための口座番号の一部「\*」表示しております。

## ☆国民年金基金年金振込通知書

国民年金基金年金振込通知書

あなたの年金は、以下のとおりお支払いすることとなりましたのでお知らせいたします。

支払年月日 ( ) 内は支払の対象となる月

年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円
年金支払額	01.217円
所得税額	0円
差引支払額	01.217円

年金証書の記号番号

振込先金融機関

●●●● 銀行  
●●●● 支店

- この通知書は、向こう一年間の支払額をお知らせするものです。
- 年金額に変更がある場合は、変更後の年金額による支払額をお知らせいたします。
- 住所を変更された場合や年金を受けている方が亡くなった場合は、届出が必要となります。また、年金を受けることについてご不明な点がある場合は、振込記載の連絡先までお問い合わせください。

※所得税額について  
○「所得割控除特例」として所得税率に100分の1の税率を乗じて計算した率を加えて源泉徴収しております【平成29年度分より】  
○所得割控除特例を未提出の方は、ご届出いただくことで所得割控除及び差引支払額が変更されます。差引支払額が変更される場合は、再度振込通知書をお送りいたします。

## ☆企業年金連合会老齢年金振込通知書

①の振込通知書部分が必要。②の源泉徴収票のみの提出は不可。

料後納郵便

企業年金連合会

〒

株

親展 重要

大切なお知らせですので、記載内容をよくお読み下さい。

企業年金連合会

〒101-0011 東京都千代田区千代田1-10-10  
お電話 0120-00-0000 年金相談室  
FAX -IP- 国際電話からは0120-00-0000 にお電話ください。  
URL <http://www.juicoo.co.jp>  
①②の欄にゆくりとはがして送ってください。  
(送られてくる場合ははがしてから開けて下さい。)

1 年間保存してください

### 1 企業年金連合会老齢年金振込通知書

年月日

令和 年中の年金の支払予定を次の通りご案内いたします。

1. 年金の支払予定年月日 ※現況届のご提出は不要です。

支払年月日 ( ) 内は支払の対象となった月		単位：円	
金額	74,017	支払測数額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額測数額	0		
金額	74,017	支払測数額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額測数額	0		
金額	74,017	支払測数額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額測数額	0		
金額	74,017	支払測数額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額測数額	0		
金額	74,017	支払測数額	0
所得税額	0	差引支払額	74,017
税額測数額	0		

2. 振込先 金融機関預金口座  
銀行 ●●●● 支店 口座番号 0000\*\*\*\*  
2. 年金証書番号 0000\*\*\*\*00\*\*  
支払先 〒101-0011 東京都千代田区千代田1-10-10  
企業年金連合会理事長

3 この「源泉徴収票」は、年金連合会から年金を受けられた方に対して交付するものです。

### 令和 年分 公的年金等の源泉徴収票

氏名 生年月日

区分	支払金額	源泉徴収額
所得税法 第203条の3第1号適用分		
所得税法 第203条の3第2号適用分		
所得税法 第203条の3第3号適用分	円	0円

本人 控除対象配偶者の有無等 扶養親族の数 (本人以外) 障害者の数 (本人以外)

特別 扶養 老人控除 特別 特別 特別

(源泉)年金証書番号 0000\*\*\*\*00\*\*

発行日 月●日

支払者 所在地 〒101-0011 東京都千代田区千代田1-10-10  
名称 企業年金連合会理事長

# ☆ねんきん定期便(提出不可)

これまでの保険料納付額・年金加入期間が記載されている書類。年金受給額がわからないため不可。

**料金後納郵便 現展**

令和5年度の「ねんきん定期便」です。  
【ねんきん定期便】の現方は「ねんきん定期便 見方」(https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinroku/tokumu/teikin/teikin.html)をご覧ください。

**「ねんきん定期便」の見方は「ねんきん定期便 見方」**

照会番号	公務員共済の加入者番号	私学共済の加入者番号

老齢年金を受給しながら、国民年金および厚生年金保険に加入している皆さまにも、年金加入記録に関する情報をお知らせしています。  
※年金受給額に関する情報は、「年金振込通知書」「年金額改定通知書」などにより、お知らせします。

**おお客様へのお知らせ**

この定期便は、下記時点のデータで作成し、下記時点の前々月までの記録をお知らせしています。納付記録がデータに反映されるまで日数がかかることがあります。

国民年金および一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間(国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間(私立学校の教職員)

**「ねんきん定期便」の見方は「ねんきん定期便 見方」**

(https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinroku/tokumu/teikin/teikin.html)

**最近の月別状況です**

下記の月別状況や裏面の年金加入「もれ」や「誤り」があると思われる場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

年月(納期)	国民年金(第1号・第3号)納付状況	加入区分	厚生年金保険(千円)	
			標準報酬月額	標準月給額

**「ねんきんネット」をご存じですか？**

- 「ねんきんネット」の便利な機能
  - ・働きながら年金を受け取る場合の年金見込額の試算
  - ・電子版(年金の支払い)に関する通知書の確認
  - ・通知書の再交付申請 など
- 「ねんきんネット」で持ち主不明記録検索ができます(くじなられた方の年金記録を含む)。
- 「ねんきんネット」のご利用登録には2つの方法があります。
  - ①マイナンバーからログイン(マイナンバーカードがなくても)
  - マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーのトップ画面の「ねんきんネット」ボタンからご利用登録いただけます。
  - ②ねんきんネットのユーザID取得
  - 履歴年金番号と、この定期便でお知らせする「お客様のアクセスキー」で日本年金機構ホームページからご利用登録いただけます。

※履歴年金番号は年金加入時に受け取るIDの番号です。  
詳しくは「ねんきんネット」をご覧ください。  
(https://www.nenkin.go.jp/n-net/)

スマートフォンでのご利用登録はこちら  
(https://www.123net.mhlw.go.jp/next/02\_09/02\_0902\_01.html)  
※利用可能日時: 朝8時～17時

**「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ先**

**0570-058-555**  
受付時間: 月曜日 8:30～19:00  
火～金曜日 8:30～17:15  
第2土曜日 9:30～16:00  
※休日、12月29日～1月3日はご利用できません。  
※受付時間: 朝8時～17時

**1. これまでの保険料納付額 (累計額)**

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)	円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

**2. これまでの年金加入期間**

国民年金 (a)	国民年金 計 (a+b+c)	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)					
第3号被保険者 (未納月数を除く)					
月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)					
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	月	月
月	月	月	月	月	月

**ねんきんネットの「お客様のアクセスキー」**

右のマークは目の不自由な方のための音声コードです。  
※「お客様のアクセスキー」の有効期間は、本定期便後、3カ月です。

**料金後納郵便 現展**

**「ねんきん定期便」です。**  
年金加入記録をお送ります。

**KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部**  
〒100-8082 東京都千代田区丸の内1-1-10 九層合同庁舎

KKRホームページ  
https://www.kkr.or.jp/nemin/  
このマークは、目の不自由な方のための音声コードです。  
両面を、ゆっくりとはがいて、ご覧ください。  
(両面が裏になっている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。)

**「ねんきん定期便」の見方は、「ねんきん定期便 見方」**

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

**「最近の月別状況です」の見方**

【国民年金 (第1号・第3号) 納付状況】欄について

納付状況	保険料を納めた期間 (保険料が免除や滞りされた月に記録した場合は含む)
未納	保険料を納めていない期間 (未納月数は「ねんきん定期便」の再送時点で納付が確認できない期間)
3号	第3号被保険者としての期間
全額免除	保険料が全額免除された期間
半額免除	保険料が半額免除され、残りの半額を納めた期間
半額未納	保険料が半額免除されたが、残りの半額を納めていない期間
3/4免除	保険料が3/4免除され、残りの1/4を納めた期間
3/4未納	保険料が3/4免除されたが、残りの1/4を納めていない期間
1/4免除	保険料が1/4免除され、残りの3/4を納めた期間
1/4未納	保険料が1/4免除されたが、残りの3/4を納めていない期間
学生特例	学生納付特例または若年者納付特例が認められた期間
付加	付加保険料を納めた期間
合算	国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない期間 (※参考情報であり、年金請求に直接による影響はありません。)
未加入	上記以外の任意加入期間のうち、この定期便にも加入していない期間

※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。

下記の月別状況や裏面の年金加入期間に「もれ」や「誤り」があると思われる場合は、特に船員保険が多い場合は、お近くの年金事務所、船員保険の事務員に問い合わせてください。国民年金および一般厚生年金期間については、お近くの年金事務所、国民年金の事務員に問い合わせてください。国民年金の事務員に問い合わせてください。

納付記録が国民年金保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、領収書が送られていない場合は、年金事務所へお問い合わせください。

年月(納期)	国民年金(第1号・第3号)納付状況	加入区分	厚生年金保険(千円)	
			標準報酬月額	標準月給額

**「連合会からのねんきん定期便について」のご案内**

「ねんきん定期便」の詳細については、KKRホームページをご覧ください。  
kkk ねんきん定期便 | 検索

**全国年金相談会のご案内**

連合会では、年金の試算や請求手続などの年金に関する様々なご相談に応じるため、全国各所で「電話による年金相談会」を開催しております。  
詳しくは、KKRホームページをご覧ください。 | kkr 年金相談会 | 検索

**お問い合わせ先**

KKR年金相談ダイヤル 0570-080-080 (ナビダイヤル)  
03-3080-0111 (受付時間) 03-3080-0115 (一般相談) 受付時間: 月～金曜日(土日祝日・年末年始を除く) 9:00～17:30  
お問い合わせ等の内容は、電話対応の品質向上のため、録音させていただきます。  
電話番号をお知らせください。おかけ間違いのないようお願いします。

両面などで覆れている場合は、十分に乾かしてからはがしてください。

**1. これまでの保険料納付額 (累計額)**

(1) 国民年金保険料 (第1号被保険者期間)	円
(2) 厚生年金保険料 (被保険者負担額)	円
一般厚生年金期間	円
公務員厚生年金期間	円
私学共済厚生年金期間	円
(1)と(2)の合計	円

**2. これまでの年金加入期間**

国民年金 (a)	国民年金 計 (a+b+c)	船員保険 (c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く)	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 (a+b+c+d)
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)		月	月	月
月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)					
一般厚生年金	公務員厚生年金	私学共済厚生年金	厚生年金保険 計	月	月
月	月	月	月	月	月